

●保育理由の証明書類一覧表

下表のうち、現在あなたが該当する保育理由に応じて、各証明書類を提出してください。

両親世帯の場合は、両親それぞれについて、保育理由に応じた証明書類を提出してください。

なお、今現在認定を受けている保育理由から、別の保育理由へ変更する場合は、在籍園から「認定内容変更届」をもらい記入し、新しい保育理由の証明書類と一緒に在籍園へ提出してください。

保 育 理 由	証 明 書 類	備 考
就 労	就労証明書	在籍中（又は内定中）の会社に作成を依頼してください。 なお、自営業主の方はご自身で作成してください。あわせて事業の実態がわかる客観的な資料を1点以上添付してください。ただし当該事業において以前に客観的資料を提出している場合は不要です。 この場合、就労証明書の下部余白に「過去に客観的資料は提出済み」と記載してください。 （添付資料の例：直近の確定申告の写し（推奨）、開業届の控え（※主に新規開業時）
	※別にお配りしている「就労証明書の記載必要項目チェックリスト」にて、記載漏れ等がないか必ず確認してから、提出してください。	
妊娠・出産	母子手帳の写し（以下2ページ分） ①表紙等（母の氏名の記載があるページ） ②分娩予定日の記載があるページ ※すでに一度提出済みの場合でも、お手数ですが同じ書類の写しを添付してください。	以下の期間内（予定含む）にあてはまる場合に該当します。 ●出産前＝分娩予定日から起算して8週間前（分娩予定日を含めて56日前） ※双子等の多児妊娠の場合は14週間前（分娩予定日を含めて98日前） ●出産後＝出産日の翌日から起算して8週間後（出産日の翌日を1日目として56日後）
疾病・障害	① 診断書又は障害者手帳の写し ② 疾病・障がい状況申告書	診断書には、「就労及び育児が困難である」旨の記載が必要です。 なお、疾病・障がい状況申告書は、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の等級が1級・2級の方、療育手帳Aの方、寝たきりや入院中の方については提出不要です。
介護・看護	① 診断書 ② 介護・看護状況申告書	保護者が親族の介護・看護のため、児童の保育ができない場合に該当します。 診断書には、「日常的な介護（看護）を要する」旨の記載が必要です。
就 学	① 在学証明書 ② 就学状況申告書	在学証明書は、通学中の学校等からお取り寄せください。
育児休業	就労証明書	育児休業に関する項目の記載が必要です。なお、育児休業期間中は、保育短時間認定となります。
	※別にお配りしている「就労証明書の記載必要項目チェックリスト」にて、記載漏れ等がないか必ず確認してから、提出してください。	
求職活動	就労約束書	求職活動期間内（入所日又は前職退職日の翌日から90日目が属する月の末日まで）にあてはまる場合に該当します。なお、求職活動期間中は、保育短時間認定となります。
	【今現在の保育理由が求職活動の方へ】 すでに一度、就労約束書を提出されている場合は、再度提出する必要はありません（今回の現況調査では証明書類の提出は不要）。 就職先が決まり次第、認定内容変更届と一緒に、新勤務先の就労証明書を提出してください。 なお、求職活動期間内（入所日又は前職退職日の翌日から90日目が属する月の末日まで）に就職等ができなかった場合は、原則退所（認定こども園の3歳以上児については教育認定（1号）へ変更）となりますので、ご注意ください。	